



# 佐賀県公報

平成19年  
4月16日  
(月曜日)  
第 12892号

## 目 次

### 規 則

- ◎佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (四四・医務課) 一

### 告 示

- 特定計量器の定期検査 (二二〇・くらしの安全安心課) 二

- 家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病検査の実施 (二二一・畜産課) 二

- 道路の区域の変更 (二一二・道路課) 三

- 道路の供用開始 (二二三・〃) 三

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商工課) 四

### 農 地

- 農地保有合理化事業規程の廃止承認 (農産課) 五

### (まちづくり推進課)

### 開 発

- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 六

### 農 地

- 農地改良事業計画変更決定 (農地整備課) 六

### 登 錄

- 公印の登録抹消 (総務法制課) 六

### 〃

- 公印の登録 (総務法制課) 七

### 人 事 委 員 会 事 項

### 規 则

### 規 则

### 規 则

## 公布された規則のあらまし

- 佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第四四号)

- 1 大学院生修学資金の対象者となる者に救急科学又は麻酔科学に関する領域

を主として研究する者を、研修資金の対象となる専門研修に救急科又は麻酔科に関する研修を加えることとした。(第六条関係)

2 修学資金の返還猶予の対象となる医療機関等に医療法第七条の二第一項各号に掲げる者が開設する病院の救急科又は麻酔科及び独立行政法人国立病院機構が開設する病院の小児科、産科、救急科又は麻酔科を加えること等とした。(第九条関係)

3 その他所要の改正を行なうこととした。

4 この規則は、公布の日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

## ○ 規 則

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月十六日

佐賀県知事 古川 康

### ●佐賀県規則第四十四号

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則 (平成十七年佐賀県規則第十二号) の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「又は産科学」を「産科学、救急科学又は麻酔科学」に改め、同条第二項中「又は産科」を「産科、救急科又は麻酔科」に改める。

第九条を次のように改める。

(返還猶予の対象となる医療機関等)

**第九条** 条例第九条第二項第一号及び第二号の規則で定める医療機関等は、次の各号に掲げる県内の病院の小児科、産科、救急科又は麻酔科とする。

一 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第七条の二第一項各号に掲げる

二 独立行政法人国立病院機構が開設する病院  
 三 前二号に準ずるものとして知事が認める病院  
 第十一条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

## 附 則

## (施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- この規則による改正後の佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定をする者に係る修学資金について適用し、同日前に貸与の決定をした者に係る修学資金については、なお従前の例による。

## ○ 告 示

## ● 佐賀県告示第二百十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で、次のとおり実施する。

平成十九年四月十六日

佐賀県知事 古川 康

みやき町		基山町	検査区域	対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所
	"	非自動ばかりい、 分銅及びおもり	平成一九年 五月二八日(月)	平成一九年 五月二九日(火)	平成一九年 五月二九日(火)	一〇・〇〇から 一五・〇〇まで	佐賀県農業協同組 台北茂安支所
	"						合基山支所
							佐賀県農業協同組 合上峰支所

みやき町	上峰町	
"	"	"
六月一日(金)	平成一九年 五月三一日(木)	平成一九年 五月三十日(水)
"	"	"
館	佐賀県農業協同組 合上峰支所	みやき町役場中原 庁舎

## ● 佐賀県告示第二百十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次とおり検査を実施する。

平成十九年四月十六日

佐賀県知事 古川 康

## 一 検査の目的

牛のブルセラ病及び結核病、馬伝染性貧血、鶏の家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生予防並びにブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため

## 二 実施する区域

県内全域（牛のブルセラ病及び結核病の検査については、家畜保健衛生所長が指定した市町又は指定する区域）

## 三 実施の期日

平成十九年五月七日から平成二十年三月三十一日までの間（一に掲げる発生予察のための検査については、六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十一月中旬）において、家畜保健衛生所長が指定する日

## 四 検査の別、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

検査の別	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
ブルセラ病検査	乳用雌牛及び種雄牛並びにこれらの牛と同居している牛(生後九十日未満のもの及び家畜保健衛生所長が認めたものを除く。)	血清学的検査(急速凝集反応法、試験管凝集反応法及び補体結合反応法)及び疫学的検査
結核病検査	"	ツベルクリン皮内反応法、疫学的検査及び臨床検査
馬伝染性貧血検査	競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)による競馬に出場する目的で飼育している馬及び家畜保健衛生所長が必要と認めた馬	血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応法)、疫学的検査及び臨床検査
家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査	種鶏業者が飼育している種鶏	血清学的検査(急速凝集反応法)、細菌学的検査及び臨床検査
ブルータンク検査	未越夏牛で家畜保健衛生所長が必要と認めたもの	臨床検査及び血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応法)
アカバネ病検査	アカバネ病検査	臨床検査及び血清学的検査(中和試験)
チュウザン病検査	チュウザン病検査	"
アイノウイルス感染症検査	アイノウイルス感染症検査	"
イバラキ病検査	イバラキ病検査	"
牛流行熱検査	牛流行熱検査	"

## 五 その他

実施の日程その他検査の詳細については、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長から市町長を通じ、検査の対象となる家畜の所有者又は管理者に通知する。

平成十九年四月十六日

佐賀県知事 古川康

## ◎佐賀県告示第二百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の一とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年四月十六日から平成十九年五月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類及び路線名	区間	道路の区域
一般国道二〇七号	佐賀市嘉瀬町大字扇町字扇町籠二三九五番五地先から佐賀市嘉瀬町大字扇町字扇町籠二三七〇番一地先まで	古川康
佐賀市嘉瀬町大字扇町字扇町籠二三九五番五地先から佐賀市嘉瀬町大字扇町字扇町籠二三七〇番一地先まで	前	変更前
一〇・九	一六・九	メートル員
一〇・二	一〇・六	メートル
一八四・七	一八五・五	延長

●佐賀県告示第二百三十二号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その区域を表示した図面は、平成十九年四月十六日から平成十九年五月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月十六日

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
「般国道 かの 110七町 おど	佐賀市嘉瀬町大字原町字原町籠 1111九五番五地先 佐賀市嘉瀬町大字原町字原町籠 1111七〇番一地先	平成十九・四・一六

## ○ 公 取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成19年4月16日

佐賀県知事 古川康

代表取締役 原口洋亮

佐賀県唐津市朝日町1057番地

(イ) 有限会社マルチ力産業

代表取締役 原口光博

佐賀県唐津市和多田先石4番1号

(ウ) 株式会社リヨーユーパン

代表取締役 北村俊策

福岡県大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号

(エ) 株式会社あさひ薬局

代表取締役 曲渕直喜

佐賀県唐津市朝日町1081-3

(オ) 株式会社三喜

代表取締役 八木下真二

千葉県柏市中央町4-20

(カ) 明治屋産業株式会社

有限公司マルチ力産業 午前7時から午前0時まで  
株式会社リヨーユーパン 午前7時から午前0時まで  
株式会社あさひ薬局 午前7時から午前0時まで  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時から午後10時30分まで  
(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで

(3) 変更する年月日

平成19年3月24日

(4) 変更に係るもの以外の事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 株式会社近松ストアー

代表取締役 原口洋亮

佐賀県唐津市朝日町1057番地

(イ) 有限会社マルチ力産業

代表取締役 原口光博

佐賀県唐津市和多田先石4番1号

(ウ) 株式会社リヨーユーパン

代表取締役 北村俊策

福岡県大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号

(エ) 株式会社あさひ薬局

代表取締役 曲渕直喜

佐賀県唐津市朝日町1081-3

(オ) 株式会社三喜

代表取締役 八木下真二

千葉県柏市中央町4-20

(カ) 明治屋産業株式会社

		2 届出年月日 平成19年3月23日									
3	関係書類の縦覧										
	(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課										
	(2) 縦覧期間 平成19年4月16日から 平成19年8月15日まで										
4	その他	<p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。</p>									
	工 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	<p>(エ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <table border="1"> <tr> <td>敷地西側</td><td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>敷地南側</td><td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>敷地東側</td><td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>合計</td><td>3箇所</td> </tr> </table> <p>(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後5時まで</p>	敷地西側	1箇所	敷地南側	1箇所	敷地東側	1箇所	合計	3箇所	
敷地西側	1箇所										
敷地南側	1箇所										
敷地東側	1箇所										
合計	3箇所										
	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の廃止を次のとおり承認したので、同条第2項において準用する法第7条第5項の規定により公告する。	<p>平成19年4月16日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古川 康</p>									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>農地保有合理化法人の 名称及び住所</th> <th>事業規程の廃止の承認に係る 農地保有合理化事業の種類</th> <th>廃止の承認年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐城農業協同組合 小城市小城町東小路158番 地1</td> <td>農地売買等事業（法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。）及び 研修等事業（法第4条第2項第4号に規定する事業）</td> <td>平成19年3月30日</td> </tr> <tr> <td>富士町農業協同組合 佐賀市富士町大字中原483 番地1</td> <td>"</td> <td>"</td> </tr> </tbody> </table>	農地保有合理化法人の 名称及び住所	事業規程の廃止の承認に係る 農地保有合理化事業の種類	廃止の承認年月日	佐城農業協同組合 小城市小城町東小路158番 地1	農地売買等事業（法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。）及び 研修等事業（法第4条第2項第4号に規定する事業）	平成19年3月30日	富士町農業協同組合 佐賀市富士町大字中原483 番地1	"	"
農地保有合理化法人の 名称及び住所	事業規程の廃止の承認に係る 農地保有合理化事業の種類	廃止の承認年月日									
佐城農業協同組合 小城市小城町東小路158番 地1	農地売買等事業（法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。）及び 研修等事業（法第4条第2項第4号に規定する事業）	平成19年3月30日									
富士町農業協同組合 佐賀市富士町大字中原483 番地1	"	"									

佐賀みどり農業協同組合 杵島郡大町町大字大町1625 番地1	"	"
白石地区農業協同組合 杵島郡白石町大字遠江183 番地1	"	"
佐賀市農業協同組合 佐賀市成章町6番1号	農地売買等事業（法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。）	"
神埼郡農業協同組合 神埼市神埼町鶴3456番地5	"	"
さが東部農業協同組合 三養基郡みやき町大字原古 賀5473番地1	"	"

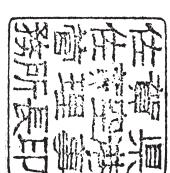
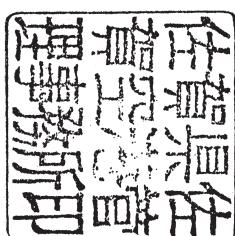
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年4月16日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥栖市宿町字原田931番1、931番4、932番、933番1及び933番3並びに931番1、931番4及び932番地先の河川の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥栖市宿町931番地3  
大山岩夫



県営土地改良事業（畠地帶総合整備）上場地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覽に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立ては、平成19年6月1日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1）に提出してください。

平成19年4月16日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覽に供する書類  
県営土地改良事業（畠地帶総合整備）上場地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覽の期間  
平成19年4月17日から平成19年5月17日まで

3 縦覽の場所

唐津市役所及び玄海町役場

次の公印は、平成19年3月31日限りでその登録を抹消しました。

平成19年4月16日

佐賀県佐賀空港管理事務所印

佐賀県佐賀空港管理事務所長印



佐賀県佐賀空港  
管理事務所出納員印

佐賀県佐賀空港  
管理事務所出納員印

佐賀県佐賀空港事務所出納員印

## ○人事委員会事項

次の公印は、平成19年3月31日限りでその登録を抹消しました。

平成19年4月16日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久



佐賀県立東松浦高等学校出納員印

### ●佐賀県人事委員会規則第九町

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の公印は、平成19年4月1日をもって登録しました。

平成19年4月16日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県人事委員会規則第九町



佐賀県佐賀空港事務所印

佐賀県佐賀空港事務所長印

申購  
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年四月十六日印刷及び発行者  
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日  
株古川総合印刷